

京都市上下水道局告示第30号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成16年12月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 委託の相手

右京区梅津糀原町16

財団法人京都市水道サービス協会

2 委託の範囲

(1) 水道メーターの点検事務

(2) その他水道メーター点検事務に付随する業務

3 委託する地域

山科区

安朱南屋敷町、安朱棧敷町、安朱中小路町、御陵大津畑町の一部、御陵田山町、御陵天徳町、御陵平林町、御陵鳥ノ向町の一部、上野山田、上野寺井町、上野御所ノ内町、上野池ノ下、竹鼻外田町、竹鼻竹ノ街道町の一部、東野八反畑町、東野舞台町の一部、東野井ノ上町の一部、東野森野町、東野八代

日ノ岡堤谷町、御陵進藤町、御陵山ノ谷、御陵壇ノ後、御陵池堤町、御陵黒岩、御陵原西町、御陵封ジ山町の一部、御陵大岩、御陵上御廟野町、西野榎本町の一部、北花山大峰町、北花山中道町の一部

大宅辻脇町、大宅御供田町の一部、大宅坂ノ辻町、大宅打明町、大宅烏田町、大宅甲ノ辻町、大宅沢町、大宅細田町、大宅関生町、大宅早稲ノ内町、柳辻番所ケ口

町の一部， 柳辻平田町， 柳辻封シ川町の一部， 柳辻東浦町， 柳辻西浦町の一部， 柳辻中在家町， 柳辻草海道町， 柳辻池尻町， 柳辻東潰の一部， 柳辻西潰

勸修寺平田町

4 委託の期間

平成16年12月1日から平成17年3月31日まで

(上下水道局総務部営業課)